定款

一般社団法人 新潟県臨床検査技師会

一般社団法人 新潟県臨床検査技師会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。
 - 2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃 止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 本会は、臨床検査技師(以下「検査技師」という。)の制度・身分の確立及び学術・技術の向上並びに福利厚生・相互資質の充実を図り、もって検査技師の職能意識を高めることにより、県民の健康 増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 行政、関係団体との連携に関すること。
 - (2) 臨床検査技術を通じて地域保健事業への協力に関すること。
 - (3) 臨床検査の精度管理調査、研究及び指導に関すること。
 - (4) 学術的な調査、研究及び情報の提供に関すること。
 - (5) 会員の資質向上を図る事業に関すること。
 - (6) 会誌及び機関紙発行に関すること。
 - (7) 検査値標準化に関すること。
 - (8) 検査技術認証に関すること。
 - (9) 教育制度に関すること。
 - (10) 表彰に関すること。
 - (11) 県民の健康増進に関すること。
 - (12) 公衆衛生・医療に関すること。
 - (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(組 織)

第6条 この会は、上越、中越、下越、佐渡、新潟の地区に分けて支部を置く。

(規 律)

第7条 本会は、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信頼の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

- 第8条 本会の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員本会の目的に賛同して入会した個人。

- (2) 賛助会員本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会で推薦され社員総会(以下「総会」という。)において承認された者。

(入 会)

- 第9条 正会員は新潟県に居住又は勤務する臨床検査技師免許を有する者とする。
 - 2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議により別に定める入会申込書により申請し、理事会の承認を得なければならない。

(会費等)

- 第10条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会で別に定める会費等を納入しなければならない。
 - 2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
 - 3 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(会員の資格喪失)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 催告の期限を超過して会費の支払い義務が履行されなかったとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第12条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議により別に定める手続きに従い退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の3分の2以上の同意に基づき 除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する 旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
 - 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2 本会は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

- 第15条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3 名以上30名以内。
 - (2) 監事1名以上2名以内。
 - 2 理事のうち、1名を代表理事とし、6名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定す

る業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第16条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
 - 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
 - 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長3名、事務局長及び事務局次長それぞれ1名を選定することができる。
 - 5 理事会は、その決議によって、総会で選任された理事より任意の機関として常任理事若干名を選任 することができる。
 - 6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 7 理事のうち、理事の1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者 の合計は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 8 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして 法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、 同様とする。

(理事の職務・権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務執行の決定に参画する。
 - 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - 4 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、本会の業務を執行する。また、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 常任理事は、理事会の議決に基づき職務を分掌してこれを執行する。
 - 7 会長、副会長、事務局長、事務局次長及びそれ以外の業務を執行する理事の権限並びに常任理事の 職務については、理事会の議決により別に定める規程による。
 - 8 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款 に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告 すること。
 - (5) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に 違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をす

るおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の 時までとし、再任を妨げない。
 - 3 役員は、第15条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなくてはならない。

(解 任)

第20条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、 総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければなら ない。

(報酬等)

- 第21条 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 役員の報酬等の額及び前2項に関し必要な事項は、総会において定める。

(取引の制限)

- 第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引。
 - (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引。
 - 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第4章 会 議

第1節総 会

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
 - 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

- 第24条 総会は、次に定める事項を決議する。
 - (1) 役員の選任及び解任。
 - (2) 役員の報酬等の額の決定及びその規程。
 - (3) 定款の変更。
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認。
 - (5) 入会の基準並びに会費等の金額。
 - (6) 会員の除名。
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け。

- (8) 解散及び残余財産の処分。
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止。
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項。
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第26条第3項の書面に記載した総会の目的である事項 以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第25条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回5月に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第26条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の 日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、 開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は 電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しな ければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第29条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第30条 正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
 - 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印する。 (総会運営規程)

第32条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める 規程による。

第2節 理 事 会

(設置)

- 第33条 本会に理事会を設置する。
 - 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

- 第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定。
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止。
 - (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定。
 - (4) 理事の職務の執行の監督。
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職。
 - 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
 - (2) 多額の借財。
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任。
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - (5) 内部管理体制の整備。

(開催)

- 第35条 理事会は毎事業年度4回開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第18条第1項第5号の規程により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除く。
 - 2 前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その 請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
 - 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理 事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半 数が出席しその過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。
 - 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決 に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録にその同意の意思表示をしたときは、その提 案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限 りではない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項 を理事会に報告することを要しない。
 - 2 前項の規定は、第17条第8項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事 は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の議決により別 に定める規程による。

第5章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第44条 本会の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第45条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
 - 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会において、議決 に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
 - 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(財産の管理・運用)

第46条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業報告及び決算)

- 第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書と財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。
 - 2 本会は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第48条 本会の資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、 総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければな らない。
- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。 (会計原則等)
- 第49条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
 - 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更、解散、残余財産の帰属

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議 決により変更することができる。

(解 散)

第52条 本会は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しく は地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 委 員 会

(委員会)

- 第54条 本会の事業推進のため、任意の機関として委員会を設置することができる。
 - 2 委員会は理事会の決議により、設置することができる。
 - 3 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
 - 4 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事 務 局

(設置等)

- 第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 定款。
 - (2) 会員名簿(及び会員の異動に関する書類)。
 - (3) 理事及び監事の名簿。
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類。

- (5) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類。
- (6) 財産目録。
- (7) 役員の報酬等及び費用に関する規程。
- (8) 事業計画書及び収支予算書。
- (9) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書。
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類。
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第57条第2項に定める規程 によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第57条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

(個人情報の保護)

- 第58条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
 - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

- 第59条 本会の公告は、電子公告による。
 - 2 やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。
 - 3 本会の貸借対照表の公告は、定時総会毎にその終結の日後、5年を経過する日までの間、掲載する。

第10章 補則

(委 任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわら ず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、渡邊博昭、最初の業務執行理事は吉原正弘、坂西清、桑原喜久男、小柳博明、 田村大志とする。